

議案第16号

加西市子どものいじめ防止等に関する条例の制定について

加西市子どものいじめ防止等に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成27年2月27日提出

加西市長 西村 和平

加西市子どものいじめ防止等に関する条例

いじめは、すべての子どもの人格形成や基本的人権に関わる重大な問題です。それだけに、子どもたちに関わるすべての者がいじめの問題の重大性を認識し、いじめられている子どもの立場に立った取組を展開する必要があります。

私たちは、「いじめは人間関係において、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである」という共通認識の下、すべての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないように、学校、家庭及び地域が互いに連携協力し、市民総がかりで子どものいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ。）の対策に総合的かつ効果的に取り組む必要があります。

だれもが互いを認め合い、支え合いながら、健やかに安心して暮らせる環境を整え、子どものいじめの防止等のための施策を推進し、心豊かであたたかいまちをつくりあげるため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、子どものいじめの防止等に係る基本理念を定め、市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが互いを認め合い、支え合いながら、安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） いじめ 子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- （2） 子ども 学校に在籍する児童及び生徒その他これらの者と等しくいじめの防止等の対象と認めることが適当であるものをいう。
- （3） 保護者 親権を有する者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- （4） 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。
- （5） 市立学校 加西市立小学校、中学校及び特別支援学校の設置に関する条例（昭和42年加西市条例第27号）別表に掲げる小学校及び中学校並びに特別支援学校をいう。

(6) 市民 市内に居住、在勤若しくは在学している者又は市内において公益な活動を行う個人をいう。

(7) 事業者等 市内において事業活動又は公益な活動を行う団体をいう。

(8) 関係機関等 警察署、こども家庭センターその他の子どものいじめの問題に関係する機関及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 市、市立学校、保護者、市民及び事業者等は、いじめが子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携していじめの防止等に取り組み、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会の実現に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、国、県、学校、保護者、市民、事業者等及び関係機関等と連携し、子どものいじめの防止等を図るための必要な体制を整備するとともに、必要な施策を講じなければならない。

(市立学校の責務)

第5条 市立学校は、市、学校、保護者、市民、事業者等及び関係機関等と連携していじめの防止等に関する取組を推進しなければならない。

2 市立学校は、いじめの防止等に組織的に取り組むため、校内における体制を整えるとともに、子ども及び保護者が安心して相談することができるよう環境を整えなければならない。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもの教育の第一義的責任を有することを再認識し、いじめを正しく認識するとともに、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとする。

2 保護者は、子どもの成長及び発達に応じて適切な支援を行うとともに、子どもの心情を理解しながら、自他の尊厳を大切にし互いを認め合う子どもに育てるよう努めるものとする。

3 保護者は、市及び市立学校が行ういじめの防止等のための取組に協力するよう努めるものとする。

(市民及び事業者等の役割)

第7条 市民及び事業者等は、それぞれの地域において子どもに対する見守り、声かけ等を

行い、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

- 2 市民及び事業者等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。

(いじめ防止基本方針の策定等)

第9条 市は、法第12条の規定により加西市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を策定するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

- 2 市立学校は、法第13条の規定により学校いじめ防止基本方針を策定するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

(相談体制等の整備)

第10条 市は、いじめを早期に発見し、速やかに対処するため、子ども、保護者、市民及び事業者等が市又は学校に安心して相談、通報又は情報の提供（以下「相談等」という。）できるようないじめに関する相談体制を整備し、これを周知しなければならない。

(広報及び啓発)

第11条 市は、子ども、保護者、市民及び事業者等に対し、いじめの防止等に関する広報及び啓発活動を行わなければならない。

(加西市いじめ問題対策連絡協議会)

第12条 市は、法第14条第1項に規定する、いじめの防止等に関する機関及び団体等の連携を図るための会議として、加西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、加西市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

- 2 連絡協議会は、いじめの防止等に関する施策、取組等についての実務と検証を行う。

- 3 前2項に定めるもののほか、組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(加西市子どもいじめ問題対策審議会)

第13条 教育委員会は、市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようするため、法第14条第3項の規定に基づき、加西市子どもいじめ問題対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に報告する。

(1) 市基本方針及び市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する審議

(2) 学校において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合における、その事実確認並びに解決を図るために必要な調査、審査又は

関係者との調整（以下「調査等」という。）

(3) その他いじめの防止等に関する必要な調査等や審議

3 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育に関する学識経験を有する者

(2) 法律、医学、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

8 前各号に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(加西市いじめ問題調査委員会)

第14条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、法第30条第2項の規定に基づき、加西市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行ったいじめの重大事態の調査等の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

3 教育委員会、学校その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

4 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

5 委員は、次に掲げる者で当該報告に係る法第28条に規定する調査等を行った組織の構成員以外の者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学校教育に関する学識経験を有する者

(2) 法律、医学、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

6 委員の任期は、市長が委嘱したときから再調査が終了するときまでとする。

7 調査委員会の庶務は、市長部局において処理する。

8 前各号に定めるもののほか、調査委員会の組織、運営その他必要な事項は、市長が定める。

(調査の結果報告)

第 15 条 市長は、前条第 2 項の規定による再調査を行った場合は、その結果を市議会に報告しなければならない。

(是正の要請)

第 16 条 市長は、再調査の結果を受け、必要があると認めるときは関係者に対して是正要請を行うことができる。

2 是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めるとともに、当該是正要請に係る対応状況を市長に報告するものとする。

3 市長は、是正要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を調査委員会に報告するものとする。

(調査等への協力)

第 17 条 市立学校、保護者、市民、子ども及び事業者等は、審議会及び調査委員会の調査等に協力するものとする。この場合において、子どもへの調査等の協力については、子どもに過度な負担が生じないよう、最大限配慮されなければならない。

(個人情報に対する取り扱い)

第 18 条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止等に関する業務の遂行以外に用いてはならない。

2 審議会及び調査委員会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(市立学校以外の学校への協力要請)

第 19 条 市長は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、いじめの防止等について必要な協力を求めることができる。

2 審議会及び調査委員会は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、審議会及び調査委員会が行う調査等について、協力を求めることができる。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、児童等が安心して生活し、健やかに成長することができる環境を作るため、いじめの防止等に関する基本理念等を定めようとするもの。 (後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

平成27年3月定例会

議案等の件名	議案第16号	政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="radio"/> 条例
	加西市子どものいじめ防止等に関する条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)の趣旨を踏まえ、子どものいじめの防止等に係る基本理念を定め、市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが互いを認め合い、支え合いながら、安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

②【検討した他の政策等の内容】

加西市教育振興基本計画(平成23年3月)
 重点目標2 生きる力を培い創造性を伸ばす教育への取組
 重点目標3 命や人権を大切にす心の育成と青少年健全育成の推進
 加西市人権教育及び啓発に関する推進指針(平成20年4月)

③【他の自治体の類似する政策との比較】

- ・小野市いじめ等防止条例(平成19年小野市条例第33号)
- ・三木市子どものいじめ防止に関する条例(平成25年三木市条例第4号)
- ・篠山市子どものいじめの防止等に関する条例(平成26年篠山市条例第1号)

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	9	住民参画・男女参画で地域を元気にする加西
基本計画	29	自己実現と共生のまちづくり

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	加西市教育振興基本計画	加西市いじめ防止基本方針
策定年度	平成22年度	平成26年度
計画期間	平成27年度	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

- ・いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
- ・地方自治法(昭和22年法律第67号)

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有 ・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に関する施策の基本となる事項として、いじめ問題対策連絡協議会、教育委員会の附属機関、市長の附属機関の設置等について定めるために、関係部署、関係機関団体の代表者による検討委員会を開催し、協議検討を行った。
 平成27年1月20日 加西市子どものいじめ防止等に関する条例検討委員会
 青少年補導委員連絡協議会、連合PTA、加西警察署、小中学校、関係市長部局、教育委員会の各代表者

⑨【政策の効果予測】

- ・いじめ問題対策連絡協議会を設置することにより、幅広く市民団体等と連携し、対策の推進が図れる。
- ・教育委員会の附属機関を設置することにより、市基本方針に基づく実効的な対策を行うとともに、法28条に定める重大事態に対し迅速かつ的確に調査を行い、重大事態への対処と再発防止のための措置を講ずることができる。
- ・市長の附属機関を設置することにより、法30条に定める再調査を迅速かつ的確に行い、是正要請等重大事態への対処と再発防止のための必要な措置を講ずることができる。

担当部局	担当課	添付資料の有無
教育委員会	総合教育センター	有 <input checked="" type="radio"/> 無